

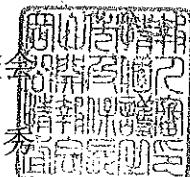
岡情審査第633号

平成23年8月5日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年3月31日付け岡企第1130-1号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

企画局正規職員の出勤のわかるもの（平成22年4月～平成23年1月）
(以下「本件公文書」という。) の開示請求に対して、一部開示とした処分
に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第1. 審査会の結論

本件公文書の開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分は妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2. 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 本件異議申立て人（以下「申立て人」という。）は、平成23年2月21日付で実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第3号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて、本件公文書の開示請求を行った。
- 2 上記開示請求に対し、実施機関は、同年2月28日付で、本件公文書の職員番号及び休暇情報は、条例第5条第1号に規定する個人情報に該当することを理由に一部開示決定処分を行った。
- 3 上記決定を受けた申立て人は、実施機関に対し、同年3月28日付で、企画局職員の中の特定の3名について、非開示部分の開示を求めて本件異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、同年3月31日付で、本件異議申立ての取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

第3. 申立て人及び実施機関の主張の要旨

申立て人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

1 申立て人の主張要旨

非開示部分に関しては、開示する部分に該当する。公務員は市民からの税金で賄われている。

2 実施機関の主張要旨

この度非開示にした部分は、職員番号及び休暇情報である。過去の事例とその考え方などによると、職員番号は保険証番号にもなっており、また、職務遂行の内容に係る情報とはいえないため、個人情報として扱うこととし、休暇情報についても、その内容から職務遂行に關係のない個人の状況が推測できるため、個人情報として扱うこととなっていた。このことを踏まえ、条例第5条第1号の規定から、非開示としたものである。

第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、年間出勤簿として職名、職員番号、氏名、所属課・コード、月別日付欄（出勤した日は「出勤」、出張した日は「出張」として表示され、年次有給休暇等の休暇を使用したときは、休暇の種別や時間が表示される。）、「年次休暇」・「病気休暇」・「特別休暇」・「介護休暇」・「組合休暇」・「欠勤」・「育児休業等」・「休業等」・「休職等」の9種類の休暇等の種別ごとに集計される月別休暇等使用日数・時間欄、年次有給休暇の付与総日数欄・繰越日数欄・使用日数欄・未使用日数欄で構成されている。

2 条例第5条第1号該当性について

(1) 条例第5条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるも

の（一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」と規定しており、ただし書ウでは、「当該個人が公務員等（・・・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員・・・の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」と規定している。

(2) 実施機関は、年間出勤簿の職名、氏名、所属課・コード、月別日付欄の出勤・出張した際の「出勤」・「出張」の表示は開示したが、職員番号、月別日付欄の休暇種別・時間、月別休暇等の種別ごとの使用日数・時間欄、年次有給休暇の付与総日数欄・繰越日数欄・使用日数欄・未使用日数欄に記載された日数及び時間を条例第5条第1号に基づき、非開示としている。

(3) 実施機関が非開示とした職員番号は、職員の人事や給与等に関する情報を個人ごとに管理するために割り振られた番号（個人を識別するための番号）であって、条例第5条第1号のただし書ウで規定する「（公務員の）職務の遂行に係る情報」即ち、公務員である職員が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報とは異なるものである。したがって、職員番号を非開示としたことは妥当である。

(4) 次に、実施機関が非開示とした月別日付欄の休暇種別・時間は開示

することにより、職員の健康状況や私生活の状況が容易に推測でき、同様に月別休暇等の種別ごとの使用日数・時間欄は、その記載の有無に関係なく非開示にしなければ、休暇を取得した際の理由が明確となり、結果として職員の健康状況や私生活の状況が容易に推測できることとなる。

また、年次有給休暇の付与総日数欄・繰越日数欄・使用日数欄・未使用日数欄に記載された日数及び時間についても、付与日数は職員によつて異なり、その使用状況は公務とは直接関わりのない、いわば私事に関する情報というべきものであつて、いずれも職員の「職務の遂行に係る情報」とはいえない。

以上、いずれの情報も職員の「職務の遂行に係る情報」には該当せず、したがつて、実施機関が、年間出勤簿の月別日付欄の休暇種別・時間、月別休暇等の種別ごとの使用日数・時間欄、年次有給休暇の付与総日数欄・繰越日数欄・使用日数欄・未使用日数欄に記載された日数及び時間を条例第5条第1号の個人情報該当性を理由にして非開示としたことは妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 3月31日	諮問書の收受
平成23年 4月25日	実施機関側意見書の收受
平成23年 4月25日	審 議
平成23年 5月23日	審 議
平成23年 6月20日	審 議
平成23年 7月25日	審 議
平成23年 8月 5日	答 申